

国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則新旧対照表

改 正 前	改 正 後																
<p>(前 略)</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高所作業手当 (第3条)</p> <p>(2) 爆発物取扱等作業手当 (第4条)</p> <p>(3) 航空手当 (第5条)</p> <p>(4) 種雄牛馬取扱手当 (第6条)</p> <p>(5) 死体処理手当 (第7条)</p> <p>(6) 放射線取扱手当 (第8条)</p> <p>(7) 異常圧力内作業手当 (第9条)</p> <p>(8) 山上等作業手当 (第10条)</p> <p>(9) 夜間看護等手当 (第11条)</p> <p>(10) 麻酔手当 (第12条)</p> <p>(11) 手術看護手当 (第13条)</p> <p>(12) 緊急手術等手当 (第13条の2)</p> <p>(13) 全学海外拠点勤務手当 (第13条の3)</p> <p>(14) オンコール手当 (第13条の4)</p> <p>(15) ICU勤務医手当 (第13条の5)</p> <p>(16) 医師オンコール手当 (第13条の6)</p> <p>(中 略)</p> <p>(夜間看護等手当)</p> <p>第11条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) <u>助産師、看護師、准看護師、助産師(非常勤)、看護師(非常勤)又は准看護師(非常勤)</u>が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時後翌日の午前5時前の間(以下「深夜」という。)において行われる看護等の業務に従事したとき。</p> <p>(2) 医療職俸給表の適用を受ける教職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務 次の表に掲げる勤務の区分に応じた額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務の区分</th> <th style="text-align: center;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時間が深夜の全部を含む勤務(二交替制勤務に限る。)</td> <td style="text-align: right;">9, 000円</td> </tr> <tr> <td>勤務時間が深夜の全部を含む勤務(上欄に該当する勤務を除く。)</td> <td style="text-align: right;">7, 400円</td> </tr> <tr> <td>深夜における勤務時間が4時間以上の勤務(勤務時間が深夜の全部を含む</td> <td style="text-align: right;">3, 650円</td> </tr> </tbody> </table>	勤務の区分	手当額	勤務時間が深夜の全部を含む勤務(二交替制勤務に限る。)	9, 000円	勤務時間が深夜の全部を含む勤務(上欄に該当する勤務を除く。)	7, 400円	深夜における勤務時間が4時間以上の勤務(勤務時間が深夜の全部を含む	3, 650円	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高所作業手当 (第3条)</p> <p>(2) 爆発物取扱等作業手当 (第4条)</p> <p>(3) 航空手当 (第5条)</p> <p>(4) 種雄牛馬取扱手当 (第6条)</p> <p>(5) 死体処理手当 (第7条)</p> <p>(6) 放射線取扱手当 (第8条)</p> <p>(7) 異常圧力内作業手当 (第9条)</p> <p>(8) 山上等作業手当 (第10条)</p> <p>(9) 夜間看護等手当 (第11条)</p> <p><u>(10) 夜勤回数超過手当 (第11条の2)</u></p> <p>(11) 麻酔手当 (第12条)</p> <p>(12) 手術看護手当 (第13条)</p> <p><u>(13) 緊急手術等手当 (第13条の2)</u></p> <p><u>(14) 全学海外拠点勤務手当 (第13条の3)</u></p> <p><u>(15) オンコール手当 (第13条の4)</u></p> <p><u>(16) ICU勤務医手当 (第13条の5)</u></p> <p><u>(17) 医師オンコール手当 (第13条の6)</u></p> <p><u>(18) 長日勤手当 (第13条の7)</u></p> <p>(夜間看護等手当)</p> <p>第11条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) <u>助産師、看護師、准看護師、助産師(非常勤)、看護師(非常勤)又は准看護師(非常勤)</u>(以下「<u>看護師等</u>」という。)が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時後翌日の午前5時前の間(以下「深夜」という。)において行われる看護等の業務に従事したとき。</p> <p>(2) 医療職俸給表の適用を受ける教職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務 次の表に掲げる勤務の区分に応じた額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務の区分</th> <th style="text-align: center;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時間が深夜の全部を含む勤務(二交替制勤務に限る。)</td> <td style="text-align: right;">9, 000円</td> </tr> <tr> <td>勤務時間が深夜の全部を含む勤務(上欄に該当する勤務を除く。)</td> <td style="text-align: right;">7, 400円</td> </tr> <tr> <td>深夜における勤務時間が4時間以上の勤務(勤務時間が深夜の全部を含む</td> <td style="text-align: right;">3, 650円</td> </tr> </tbody> </table>	勤務の区分	手当額	勤務時間が深夜の全部を含む勤務(二交替制勤務に限る。)	9, 000円	勤務時間が深夜の全部を含む勤務(上欄に該当する勤務を除く。)	7, 400円	深夜における勤務時間が4時間以上の勤務(勤務時間が深夜の全部を含む	3, 650円
勤務の区分	手当額																
勤務時間が深夜の全部を含む勤務(二交替制勤務に限る。)	9, 000円																
勤務時間が深夜の全部を含む勤務(上欄に該当する勤務を除く。)	7, 400円																
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務(勤務時間が深夜の全部を含む	3, 650円																
勤務の区分	手当額																
勤務時間が深夜の全部を含む勤務(二交替制勤務に限る。)	9, 000円																
勤務時間が深夜の全部を含む勤務(上欄に該当する勤務を除く。)	7, 400円																
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務(勤務時間が深夜の全部を含む	3, 650円																

改正前		改正後	
勤務を除く。)		勤務を除く。)	
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,200円	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,200円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,250円	深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,250円
(2) 前項第2号の業務 1,620円		(2) 前項第2号の業務 1,620円 (夜勤回数超過手当)	
(中 略)		第11条の2 夜勤回数超過手当は、看護師等が所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に月5回以上従事した場合に支給する。	
		2 前項の手当額は、月の初日から末日までの間における5回以上の当該業務に対し、勤務1回につき2,000円とする。	
		(長日勤手当)	
		第13条の7 長日勤手当は、助産師、看護師又は准看護師が国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程別表第3に掲げる勤務時間(休憩時間を除く。)が11時間30分若しくは11時間45分の勤務に従事した場合に支給する。	
		2 前項の手当の額は、勤務1回につき1,000円とする。	
第13条の7 第2条から前条までに定めるもののほか、一時的に発生するもので、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務のうち、あらかじめ総長が給与上特別の考慮を必要と認めた業務に従事した場合に支給する。		第13条の8 第2条から前条までに定めるもののほか、一時的に発生するもので、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務のうち、あらかじめ総長が給与上特別の考慮を必要と認めた業務に従事した場合に支給する。	
2 (略)		2 (同 左)	
(後 略)		附 則 (令和7年12月総長裁定) この細則は、令和8年1月1日から施行する。	